

# 報告書

平成27年11月5日(木)から11月6日(金)に開催された「子育て・福祉・介護マスター講座」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成27年11月 9日

名取市議会議長 山口 實 様

会派名 公 明 名 取  
代表 菊 地 忍



## 記

- 1 研修期間 平成27年11月5日(木)～11月6日(金)
- 2 研修場所 TKP スター貸会議室お茶の水駅前
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 2 名  
〈氏名〉 菊地 忍  
星居 敬子
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



# 「公明名取」会派研修行程表

平成27年11月5・6日

<p>11/5</p>	<p>仙台駅 9:41</p> <p>東北新幹線 やまびこ132号</p> <p>東京駅 11:48 12:02</p> <p>JR中央線</p> <p>御茶の水駅 12:07</p>	<p>主催 株式会社 地方議会総合研究所 子育て・福祉・介護マスタ―講座 少子化社会と自治体議会 13:30～16:30</p> <p>宿泊先 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-24 お茶の水ホテル 昇龍館 電話番号 03(3293)3001</p>
<p>11/6</p>	<p>仙台駅 16:52</p> <p>東北新幹線 はやぶさ25号</p> <p>東京駅 15:20 15:05</p> <p>JR中央線</p> <p>御茶の水駅 15:01</p>	<p>主催 株式会社 地方議会総合研究所 子育て・福祉・介護マスタ―講座 高齢化社会と自治体議会 9:30～12:00</p>

議員のための 子育て・福祉・介護マスター講座 in 東京

主催:株式会社 地方議会総合研究所

1. 研修日程 平成27年11月5日(木)・6日(金)

2. 研修場所 TKP スター貸会議室お茶の水駅前

3. 研修内容

5日 13:30から16:30、6日 9:30から12:00

〈内容〉

5日 13:30~16:30

少子化社会と自治体議会

講師:東京大学法学部教授 金井 利之氏

1. 集合財としての子育て

(1)大人の私的活動

①子育て負担

子供を持つと、経済的負担が膨大であるうえに、様々な制約が発生する

②子供を持つ効用

子供を育てること自体が楽しい 自分の老後の面倒を見てもらう

(2)子供本人の私的活動

①子供本位と自己投資主義

子育てサービスは、受益者である子供のニーズを満たすもの

現在の日本の高等教育は自己責任論が横行＝学費ローン

②子供本位と保護者負担

保護者に子育てサービスという扶養・監護義務を課す

③子供本位と行政的負担

社会的負担は、しばしば財政的負担による行政サービスとして構築

④子供本位と社会的負担

残念ながら社会的負担では十分な資金を調達することは困難

⑤産児制限政策

産児制限・家族計画とは、少子化を進めることによって社会的負担を抑制

(3)社会の集合行為

①過少供給

子育ては、子供本人または大人(保護者)のメリットではなく、社会全体の利益

## ②行政的負担

社会全体での共同負担が望ましいが、善意や贈与では行われ  
結果的に、強制徴収を前提として、子育てサービスの行政的負担

## 2. 行政評価としての子育て

### (1) 少子化という評価指標

#### ①若い世代に対する評価

無責任だから少子化なのか、責任感があるから少子化なのか？

#### ②行政の業務に関する評価指標

戦後日本の行政評価は、経済成長と人口増加と、実質的な数値目標としてきた

### (2) 少子化への道

#### ①長期低落

1970年代後半に合計特殊出生率が2を下回った→その後も一貫して低下

#### ②ベビーブーム

第3次ベビーブームが発生しなかったことで、少子化が確定的になる

第1次(1947~49年) いわゆる「団塊の世代」(3か年で約800万人)

第2次(1971~74年) 団塊ジュニア(年間出生数200万人)

### (3) 問題認識の遅れ~1980年代の敗北~

#### ①刹那主義

いまさえよければ、という政権運営の連続

#### ②近視眼思考

将来を見たとしても、すぐ先のことしか目えない

## 3. 子ども・子育て施策と自治体の限界

### (1) 総論

戦後日本=人口増加社会での思考枠組

人口減少社会という歴史的な大転換に対して、情勢認識が遅れている

### (2) 政策責任

#### ①国の任務

人口増加を目標にするならば、ロットの大きな大都市圏の人口対策に集中すべき

#### ②自治体への責任転嫁

国は「地域・働き方アプローチ」と称して、自治体へ責任転嫁

## 4. 教育・福祉の総合

### (1) 子ども政策

子ども政策は、教育と福祉の総合が基本となる

## (2) 子どもの貧困

### ①「子供の貧困対策に関する大綱」

2014年6月「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定

### ②大綱の問題

学校を通じて対処するときに、教育業界に根強い点数主義に呪縛される可能性  
実態は見えにくい  
ため、実態把握なしに実行できる政策でなければならない  
学校教育による学力保障がなされれば、貧困対策になると考えられている  
最も重要な大人の就労構造の改善という視点が完全に欠落

## (3) 学校のセーフティーネットとしての意味

### ①教育機能と教育外機能

学校は子どもの貧困対策の総合的なプラットフォームあるいは基盤となる

### ②学校の意義

子ども世代に対する悉皆性に最も近い唯一の共通基盤制度

### ③従来型学校の限界

学校を教育の場であるとする教育関係者が多い  
学校自体が安心できる居場所とは限らない

## 5. 子どもと議会・議員の役割

### ①課題設定

高齢者対策に目を奪われて、子ども政策・子育て政策という課題設定が遅れた

### ②公的議論の難しさ

子育て・子ども政策は、保護者による私的な問題として捉えられがち

### ③子ども・子育て世代の代弁

子育て世代の意見を代弁できているのか？

### ④ロール・モデル

議員や政治家は、地域の子どもにとってロール・モデルになっているのか？

## <考察>

研修1日目は少子化社会と自治体議会について学んだ。子どもを持つ、持たないはあくまでも私的なことであり、公的な課題とは認識されてこなかった。そのツケが現在の少子化問題となっている。地方創生担当の石破大臣も「出生率の向上には、これさえすればというような決定打もなければ、これまで誰も気づかなかったような奇策もない。」といっているが、若い世代の意識を変えるような教育と子育てしやすい環境をつくる必要がある。地方に任せるだけでなく、国と地方がそれぞれの役割を認識し、国を挙げて取り組むべきであり、子育て支援にもっと予算をあてるべきと感じた。

6日 9:30~12:00

高齢化社会と自治体議会

講師:東京大学法学部教授 金井 利之氏

1. 世代間・世代内配分と高齢化

(1) 世代間配分と世代間不公平

① 「生産・従属人口」という世界観

子供・大人・老人という三世代イメージ

② 三世代ゼロサム論

年少人口、生産年齢人口、老年人口、という世代間のゼロサムの世界観

③ 三世代バランス論

三世代バランスが少子・高齢化で崩れるとしても、年齢の線引きは社会的に構築

④ 生産・従属・消費と生産性

食糧生産人口・食糧従属人口の比率は1:9以上の従属

⑤ 全世代型社会保障構想

高齢者に偏重した社会保障を、子供・子育て世代や現役世代に是正

(2) 世代内配分と世帯間不公平

① 現役世代の世帯間の不公平

標準世帯 単身稼得、専業主婦、子供2人

② 世帯形態の多様化

世帯単位で各種サービスの代行させてきた日本型行政を困難にする

2. 自治体＝福祉団体化～介護と医療～

(1) 土建自治体

① 農業自治体

農村部の過剰人口は、大都市圏の高度経済成長によって吸収された

② 開発自治体(1)～農業近代化～

農村部での第1次産業は生産性が低く、第2次産業のような経済成長に結びつかない

③ 開発自治体(2)～産業高度化～

農村部に工業団地などを造成して企業誘致

④ 雇用自治体～1970年代体制

自治体・外郭団体の職員採用自体も、地域の雇用の場

(2) 福祉自治体

① 負担自治体の危機

負担自治体のイメージでは、世代間対立を生む

②共生自治体

共生社会とは、全ての人々が相互に支え合うこと

③福祉経済のなかの自治体

共生社会のためには、経済システムの再構成の変化が必要

(3) 銀色(シルバー)自治体

①銀色自治体のイメージ

福祉サービス需要による雇用創出

②銀色自治体の構築

地方圏での先行的高齢化は、地方圏に介護需要を生むことで、一定の雇用確保

③銀色自治体の課題

介護労働は「女手」という性的分業意識が根強く、男性雇用に転換できない

3. 地域包括ケア

(1) 地域包括ケアシステムの概要

①地域支援事業(2006年創設)

市町村において実施 介護予防、包括的支援事業、任意事業

②地域包括支援センター

2005年介護保険法改正で導入 包括的支援・介護予防を行う中核的機関

③地域包括ケアシステム

2025年を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される

(2) 現行の地域包括ケアシステムの限界

①行政型地域包括ケアの限界

個々人を全体的・包括的に切れ目なく支援することは行政型では困難

②住民型地域包括ケアの限界

地域自治組織や「絆」の再建が叫ばれるが、精神的称揚だけでは不可能

4. 高齢者と議会・議員の役割

(1) 議員の先見性

自治体議員としてすべきこと、すなわち同時代の住民社会ニーズに議員は敏感

(2) 議員型地域包括ケアによる補完

①「口利き」の功罪

多くの場合、議員が自力で解決する手段を持つことはなく、行政や企業に働き掛け

「口利き」を透明化・公平化・21世紀化すべき

②地域包括ケアの担い手としての自治体議員・議会像

一般住民にとって地域包括ケアは複雑すぎる  
市町村議会とは、「地域包括ケア担当者会議」である

〈考察〉

2日目の研修は高齢化社会と自治体議会について学んだ。高齢化の進展は、常に問題とされてきたが、寿命が延びる以上、高齢者の比率は多くなるのは当然であり、望ましいことであるはずである。しかし、高齢化によりサービス需要が増え、歳出増・歳入減という視点で考えるから問題となっているが、サービス需要の増を雇用の場の確保に繋げなければならない。

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに「地域包括ケアシステム」を構築しなければならないが、本市の地域特性に応じた取り組みが必要であり、行政のみならず議会、地域住民、事業者が一体となり議論することが大事であると感じた。